〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2　「単体レバレッジ比率」とは、銀行法第14条の２第１号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				

［加える。］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				